

窓

仕事の

新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定を踏まえ、 県内の幅広い関係者の皆様と意見交換を行いました！



地方説明会の会場の様子

国内市場の縮小や生産者の減少・高齢化など、農業構造が大きく変化し、さらに昨今では、ウクライナ情勢や輸入食料・資材の価格高騰など、食料安全保障上のリスクも高まっている中、昨年6月に食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正されました。また、ここ沖縄を含む全国11ブロックで開催された地方意見交換会等で議論を重ねた後、改正基本法に基づく新たな食料・農業・農村基本計画が4月11日に閣議決定されました。新たな基本計画では、農業者の確保と農地・技術を最大限活用して、食料自給力の確保を図るとともに、生産性や付加価値の向上、輸出拡大等により、海外から稼ぐ力の強化を進めることで農業経

営の収益力を高め、農業者の所得確保・向上を図ることが位置づけられているところですが、これらの具体的な施策を今後推進するに当たり、生産・加工・流通・販売に関わる皆様や消費者の皆様など幅広い関係者にご理解・ご協力いただくため、5月に全国11か所で地方説明会を開催し、16日には那覇市において、対面及びオンラインのハイブリッドで沖縄ブロックを開催いたしました。

本地方説明会では、農林水産省からの新たな基本計画の説明を受けて、参加者の皆様から離島ならではの事情を踏まえた今後の農業施策の推進など、現場の貴重な声を伺いました。

参加者の方々からの主なご意見

・ 離島でのドローン導入に当たって、導入費用が高額となるほか、利用可能な農薬が少なく、免許取得に係る規制も厳しいため、これらの課題への対応をお願いしたい。

・ 沖縄ではさとうきびが生活を支える基幹的作物であり、特に大東島のような国境離島は輸送上の制約などもあり、実質的にさとうきびしか作れない。新たな基本計画では、このような離島の実情等も踏まえて施策を推進して欲しい。



参加者との質疑応答

農林水産省担当者からの
新たな基本計画の説明

新たな基本計画を着実に実行し、食料・農業・農村の未来を築いていくためには、生産者、食品事業者、消費者の皆様など食料システムの関係者・関係団体間の相互理解と連携・協働が重要になることから、今後は沖縄管内におけるそれらの関係者・関係団体の皆様に新たな基本計画の周知や各施策の働きかけ等を進めていく予定です。

お問合せ先

農林水産部 農政課

☎ 098-866-1627